

建築構造審査・検査要領－確認審査等に関する指針 運用解説編－2022年版の改訂内容

日本建築行政会議 構造部会及び構造計算適合性判定部会では、国土交通省住宅局のご指導を受けて、2016年に改訂した「建築構造審査・検査要領－確認審査等に関する指針 運用解説編－」を6年ぶりに改訂しました。

今回の改訂（2022年版）では、2016年版の改訂版編集以降に行われた法改正への対応やこれまでの講習会等で寄せられた質問や建築主事、指定確認検査機関、構造適判機関からの要望などをもとに構造部会と構造計算適合性判定部会の合同ワーキンググループにより検討を行い、より実務に即した観点から見直し、再編集しました。

主な法改正としては、令和3年1月に建築基準法施行規則が改正され、これまで確認申請図書等に求められていた押印が廃止されました。また、平成31年1月に大スパン緩勾配屋根の積雪荷重の見直し、令和4年1月に台風被害を踏まえた瓦屋根の緊結方法に関する告示改正などの技術的な改正もありました。

そこで本書では、これらの法改正に関する項目の解説を加えるとともに、これまでの記述部分についても「実務編 審査マニュアル」の内容を踏まえた見直しを行い、よりわかりやすい構成になるよう心掛けていますので、ご活用いただければ幸いです。

主な改訂内容

第1章 確認審査等に関する指針等の解説

- ・ 公布された構造関係規定の法令及び技術的助言等の一覧については、平成28年1月15日以前に公布され、それ以降改正されていないものを記載するよう整理しました。また、平成28年1月15日以降に公布されたものを追記しました。

第2章 構造審査に関わる確認申請の手続き等の解説

- ・ 軽微な変更の事例について、判断事例の追加と一部追記、修正等を行いました。

第3章 確認審査に関する指針（指針告示第1）の解説

- ・ 建築確認申請受理時の審査では、主に法旧第38条に基づく大臣認定の取り扱い、施行規則改正により建築確認等の申請書の添付図書に押印が不要となったことに伴い構造計算書や構造図において設計者氏名のみ確認となったことを追記しました。また、法第20条第1項第四号建築物の場合で構造適判を要する場合の解説、CLTパネル工法についての告示改正により構造適判の要否について追記しました。
- ・ 建築基準関係規定に適合するかどうかの審査では、施行規則1条の3第10項を使う場合の解説を追加し、併せて特定緩勾配屋根を有する既存建築物の取り扱い等を追加しました。また、型式部材等を有する建築物の審査、方向別ルート告示改正、規則1条の3図書省略認定においてルート2同等計算の解説について追加しました。全体にわたり、改正基準法に係る質疑応答集の内容についても追記しました。法第86条の7の適用を受ける場合（増築等）の審査で

は、「審査マニュアル 2018」と重複している部分は省略し、「運用解説編」は増築等の場合の手続きについて記載し内容を整理しました。なお、構造耐力上の危険性が增大しないことの確認方法、増改築時の建築材料が指定建築材料からの除外、法旧第 38 条の大臣認定による建築物の増築等について追記しました。法第 86 条の 8 の全体計画認定制度の解説を加え、新たに用途変更の全体計画認定制度等を追加しました。また、法第 85 条の仮設建築物の構造審査、法第 87 条の用途変更の構造審査について解説を追加しました。

- ・構造計算の確認審査では、方向別ルートについて告示改正に伴う解説、法第 20 条第 1 項第一号の審査における留意事項、適判機関から建築主事等への適合判定通知書等を直接送付する場合等について解説を追加しました。
- ・確認審査の公正かつ適確な実施では、不備により申請図書の補正（訂正）を行った場合の、設計者の押印の可否について解説を追加しました。また、申請者等に申請書等の補正を求める方法として、書面の他に電子メール等の電磁的方法も追加しました。

第 4 章 構造計算適合性判定に関する指針（指針告示第 2）の解説

- ・第 4 章全体について、主に第 3 章や「審査マニュアル 2018」との整合性の精査を行い、記載内容の整理を行いました。
- ・構造計算適合性判定の受付時の審査では、施行規則改正により建築確認等の申請書の添付図書に押印が不要となったことに伴い構造計算書や構造図において設計者氏名のみの確認となったことを追記しました。
- ・構造計算適合性判定における審査では、非認定プログラムの審査に関するケース別の取り扱いの表を実態に合わせて整理しました。
- ・構造計算適合性判定の公正かつ適確な実施では、適判機関から建築主事等への適合判定通知書等を直接送付する場合について記述を追加しました。

第 5 章 完了検査に関する指針（指針告示第 3）の解説

第 6 章 中間検査に関する指針（指針告示第 4）の解説

- ・完了検査及び中間検査申請書の第四面「工事監理の状況」に関する事項として、令和 2 年 4 月の申請書の改正及び令和 4 年 1 月の瓦屋根の緊結方法に関する告示改正に伴う技術的助言を踏まえ、第四面の記載方法や留意事項について追記しました。
- ・横浜市の方譲マンションに端を発した基礎ぐい工事に係る問題の発生を受けて、国土交通省より文書が発出されたため、検査における留意事項として追記しました。

第 7 章 通達、技術的助言、大臣認定等の審査・検査

- ・改正法令施行の前後における建築確認と工事着工に係る規定の適用関係について、施行日までに着工している場合の解説を追加しました。